

# 石見銀山御料宅野浦における廻船商売に関する一考察

## A Study on the regional characteristic of the shipping at the Small Port Town, Takuno-ura in the Edo period

原田 洋一郎<sup>1)</sup>

Yoichiro Harada<sup>1)</sup>

要旨：本稿では、石見銀山御料の小規模な港町、宅野浦における廻船商売がどのように展開したかについて、ほぼ 18 世紀を通じて廻船商売を営んだ商家、増屋の史料を用いて具体的に検討した。宅野浦は、江戸初期の石見銀山盛期に、そこで用いられる鉄道具の原料となる鉄の集荷と関わって形成されたとみられる。江戸中期における増屋の廻船商売は、出雲西部や石見銀山御料の日本海沿岸の港町を介して鉄を集荷し、大坂方面へ廻送することを中心としていた。これは、この港町が、鉄の集散との関連で発展したことをうかがわせるものであった。また、石見銀山御料の鉄の生産と流通においては、鉄生産地と港町を結ぶ者、御料内の各港町と大坂など遠隔地の市場とを結ぶ者の分業と連携が重要な役割を果たしていたことが明らかとなった。

キーワード：石見銀山、宅野浦、廻船商売

### 1. はじめに

江戸期の邇摩郡宅野浦（現大田市仁摩町宅野）は、石見銀山御料内の小さな港町であった。湾に臨む川沿いの低地に多数の家屋がひしめく現在のその景観は、その屋根に載せられた瓦の多くが、石見地方に特有の赤瓦ではなく、灰黒色の瓦であることと相まって、独特の印象を湛えている。

銀山御料内の港町といえば、毛利氏時代以来、石見銀山の外港であった温泉津浦（現大田市温泉津町温泉津）、江川河口に位置する江津（現江津市江津町）などがよく知られている。また、温泉津とともに、17 世紀後半から石見銀山御料の年貢米の積み出し港であった大浦（現大田市五十猛町大浦）も重要であった。正保国絵図[1]には、たとえば温泉津浦は「此湊岸深く舟懸ヨシ、入七十間、横六十五間、深サ三間、大小五十艘程懸可申候」などと記載されているのに対して、宅野浦については「荒磯なり、夏ハ舟入申候、舟懸り無之」と、港として適しているとはいえないことを示す注記がなされている。実際、大きな船は、比較的水深の深い、沖合の辛島<sup>からしま</sup>に船を繋ぎ、島と浦との間は解<sup>はしけ</sup>で往来した、と地元では語られている。

港湾として必ずしも恵まれてはいなかった宅野浦であるが、銀山御料内の船舶が書き上げられた 1791(寛政 3)年の史料によれば、9 艘の廻船がこの浦の者の所有であった[2]。小規模な廻船ではあったが、その数は、御料を代表する港町、温泉津や江津に匹敵するものであった(表 1)。

江戸期には、この地域は西廻り航路の一部に組み込まれていた。西廻り航路といえば、19 世紀後半に繁栄した北前船がよく知られている。生産地と消費地との商品価格差を利用して莫大な利益をあげた、北陸地方の北前船の船主はとくに注目を集めてきた[3]。それら北前船はもとより、

表 1 石見銀山御料の港町における廻船数 (1791 年)

郡	浦名	廻船数 (艘)			
		20 石未満	20~60 未満	60~100 未満	100 石以上
那賀郡	江田浦(江津)		1	4	2
	塩田浦		1	1	
	浅利浦		1		
	尾濱浦				
	黒松浦				
邇摩郡	今浦				
	吉浦		3		
	福光本領浦				
	釜野浦				
	小濱浦		(1)		
	波路浦				
	温泉津浦	(3)	2 (2)	5	
	湯湊浦		1 (1)		
	馬路浦		1		
	神子路浦		5	1	
	仁万浦			1	
安濃郡	宅野浦	2	3	4	
	大浦		1		1
	魚津浦				
	和江浦		3		1
	鳥井浦		2	5	
	西川浦				
	新田浦				
柳瀬浦		1	1		
久手浦		1 (1)	4		
波根東浦		(5)	1		

(江津市桜江町大貫 中村家文書 寛政 3 年「御料海川船改帳」より作成)

注：( )内は「渡海船」と記載された船の数を示す。

18 世紀初頭までの畿内や瀬戸内の廻船などと比較しても、一般に山陰地域の廻船は小規模なものが多く、主に短い距離の輸送を担っていたとされている[4]。一方で、18 世紀

1) 東京都立産業技術高等専門学校 ものづくり工学科、一般科目



写真1 文政13(1830)年「耕地麓絵図 御代官所石見国邇摩郡宅野村」(部分)  
(大田市仁摩町宅野 藤間要二郎家所蔵)

後半～19世紀前半にかけて、山陰から北陸や東北へ向けて、当時の中国地方山間部における主要な商品であった鉄・半紙。檀蝋などを積んだ廻船が盛んに出航していたことが知られている[5]。だが、山陰の諸港が、西廻り海運の中にどのような位置を占め、どのような商売がおこなわれていたかについての具体的な事例の蓄積は、十分とはいえない。

また、井上寛司は、中世後期、日本海西部の沿岸部地域の各地に多数の港湾都市が成立したとし、それらのいずれもが内陸交通と一体となった地域的経済圏の中心として機能していたと述べている[6]。このことをふまえるならば、この港町が、内陸地域とどのようなつながりを結んでいたかについても注目する必要がある。

中世から近世にかけてのこの地域におけるさまざまな事象について考える際に、石見銀山の開発の展開を十分に考慮に入れる必要があるだろう。筆者は、かつて、石見銀山の盛期に、銀山で大量に消費された鉄を確保するためのルートや仕組みが整備され、それらが、銀山の衰退後には、銀山御料内で生産された鉄を他地域へ移出するに際しての基盤となり、ひいては銀山開発の継続に寄与した可能性を指摘した。その具体的な様相については、さらなる事例の検討を重ねる必要を感じている[7]。宅野浦は、江戸初期に銀山への鉄供給のために成立したという伝承をもつ集落でもあった。すなわち、山陰の小規模な港町の事例であるに留まらず、銀山御料における鉄生産と廻船業のそれぞれについて、あるいは両者の関わりについて考えることのできる対象地域であるといえる。

本稿では、江戸期の小規模な港町、宅野浦がどのように形成され、そこにおいてどのような廻船商売が展開したかについて検討することを目的とする。そのために、以下で

は、まず港町としての宅野の景観を復原しつつ、江戸初期における、この町から銀山への鉄供給に関する伝承の検証を試みる。それをふまえた上で、ほぼ18世紀を通じて、宅野浦において廻船商売を営んだ一軒の商家の史料をもとに、この時期における同家の経済活動のあり方と変化を明らかにし、宅野浦の地域特性、他地域との関係のあり方について考えることとしたい。

## 2. 宅野の町

### 1) 町の景観と構成

宅野村は、「倭名類聚抄」にその名がみられる「託農郷」に由来するとされる。中世には、益田氏の本領のうちに「宅野別符」の名がみえる。宅野別符には、益田氏の支族、宅野氏があったと伝えられる[8]。集落内の「坪の内」「城の内」などの地名があり、宅野氏一族の者の墓と伝えられる墓石のほかには、その具体像をうかがわせるような痕跡はほとんど遺されていない。また、それらの地名や遺跡は集落の東部に集中しており、現在の中心市街と宅野氏との関連をうかがわせるものは希薄である。

宅野村では、1605(慶長10)年から翌年にかけて検地が実施された。その際の検地帳には、「屋敷」のうちに「町分」と注記されているものが90カ所余りあった[9]。少なくとも、この頃には、宅野に町が形成されていたことがわかる。この村の慶長検地帳には、それぞれの土地の分米の高も記されているが、「町分」の反当たりの分米高は、その他の屋敷の2倍以上に及んでいた。

さて、現在の宅野の中心市街は、地内を東方から西方に貫いて曲流する宅野川の河口部に近い部分に広がっている。

文政 13 (1830) 年の村絵図 [10] にもそのような表現がある (写真 1)。慶長期の宅野の町並みも、おそらくこの状況と大きくは異なっていなかったであろうと考えられる。

図 1 には、明治前期の宅野の中心集落の地割と土地利用を示した。これによれば、前浜といわれる浜から旧山陰道 (宅野付近では、現在の JR 山陰本線のルートにほぼ重なる) に向かって延びる道沿いに家屋が集中している [11]。町の北側と南側は緩やかな斜面に囲まれており、町に接する北側の斜面には、八幡宮、波啼寺 (真言宗) といった古い由緒を伝える宗教施設が立地している。町の中にも、向西寺 (浄土宗)、龍善寺 (浄土真宗)、玉泉寺 (浄土真宗) があるが、これらはいずれも江戸期に創立されたものである [12]。

図 1 によれば、町を貫く主要道からはいくつかの小道が延びているが、その中でも、主要道と宅野川が交わる付近から南西方向へ延びる道は、文政期の絵図にも描かれており、その両側にも家屋の描写がある。この道の行き着くところは、宅野の有力家であった泉氏の本家 (大西) の屋敷である。泉本家の屋敷は、「貴船山」なる小高い丘陵を背にして、浜にもっとも近いところに位置している。周囲には、17 世紀末～18 世紀初頭にかけて分出した「松屋」「増

屋」などの分家の屋敷もみられる。泉氏の家伝では、15 世紀半ばの応永期に、地頭として宅野に来住したとされているが、慶長検地当時の泉本家の当主にあたると思われる藤左衛門尉は、水帳ではそれほど多くの土地を名請してはいない。その屋敷の立地などからみる限りでは、泉氏は農業よりもむしろ海運や商業に関わって発展した家ではなかったかと思われる。

泉氏とならんで江戸期の宅野でもっとも有力であった一族に藤間氏がある。宅野藤間氏の本家 (藤間屋) の屋敷は、浜から延びる主要道と、泉本家の屋敷へ延びる道の交わる辺りにあり、宅野川にも面していた。藤間本家は、遅くとも江戸中期には、村の南方の斜面の麓に設置された達水鉦 (たちみず) を経営していた。江面龍雄によれば、この鉦の開始時期は慶長期とされているが [13]、それは藤間家が宅野にやってきた時期にあたる。宅野藤間家は、出雲国杵築町 (現出雲市) の藤間家から分家して、1596 (慶長元) 年、宅野に来住したと伝承されている。

伝承に従えば、検地がおこなわれた時期には藤間本家はすでに宅野に居住していたことになるが、検地帳にその先祖らしい名前はみられない。藤間家が宅野に土地を所有したことが確実にわかるのは、1669 (寛文 9) 年に実施された

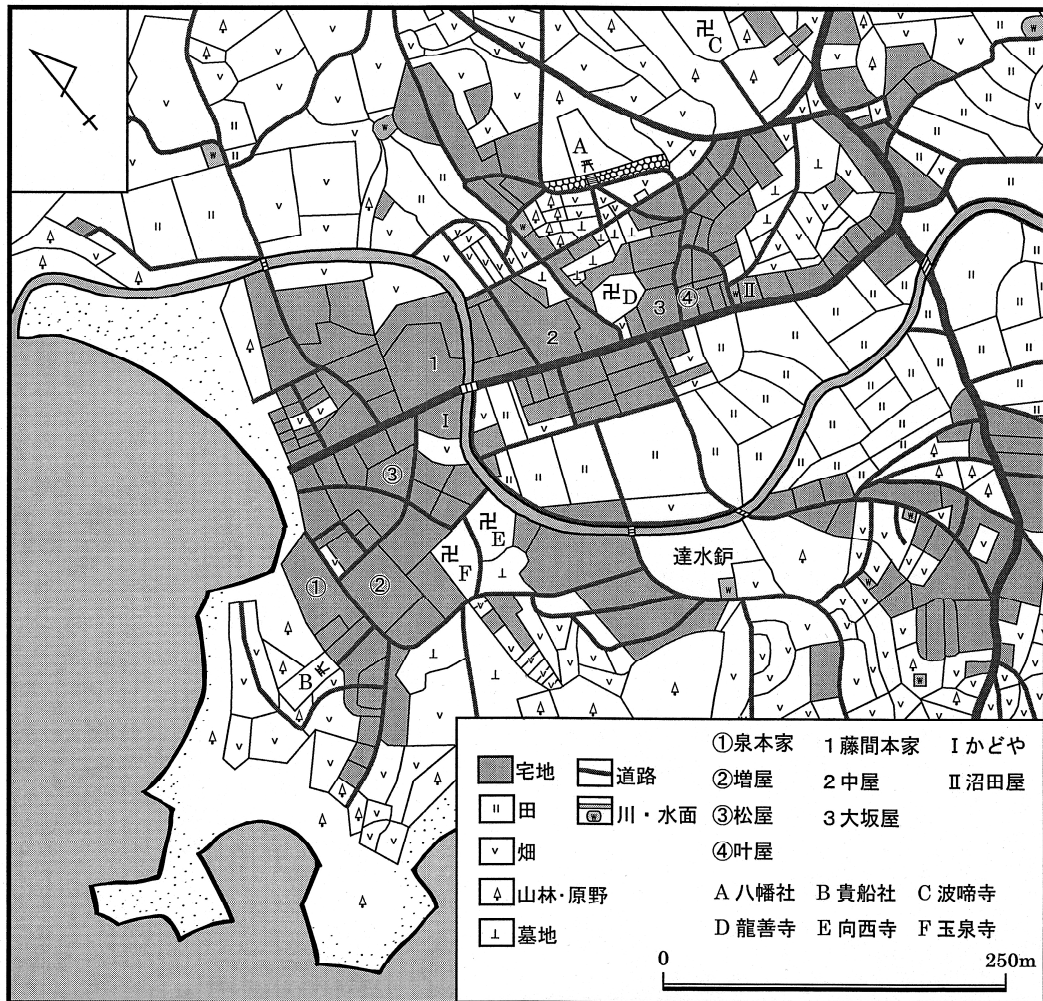


図 1 明治前期における宅野の町

(大田市仁摩町宅野藤間恒雄家所蔵 明治 11 (1878) 年「宅野村耕地山林原野絵図面」より作成)

検地帳の改めの際のことである [14] . ここからは、慶長期以来、銀山への鉄の供給に携わって来たものの、当初は移住というよりも一時的な寄留のような形であり、鉄商売を通じて財を成し、宅野村の耕地を集積した、といった姿が推測される。また、17 世紀中期以降の銀山の衰退が、地域の経済活動に影響を及ぼし、土地の流動性が高まったということもいえるかもしれない。宅野藤間氏は、土地の集積に加えて、17 世紀末以降、八幡宮の下方に位置する緩斜面に展開し、主要道に沿った字「市場」の辺りを中心に分家を成立させるなど、宅野の地に根を抜けている。

ところで、宅野には、これら 2 家よりもさらに古くから有力であったという家が 2 つある。「かどや」高野氏と「沼田屋」石井氏である [15] . 明治初期の屋敷地をみると、両家はちょうど字「市場」の両端に位置する形になっている(「かどや」の屋敷については、伝承による)。両家ともに、その詳細な系譜は不明であるが、藤間氏が杵築から宅野にやってきた際、かどやに「わらじを脱いだ」と伝えられており、藤間本家の宅地は、もとは「かどや」高野氏の所有地であったともいわれる。また、「沼田屋」石井家に関しては、向西寺の開基であり、自らの所有地を寺地としたことや、八幡宮へも土地を寄進したなどが伝えられている。

## 2) 宅野の町と鉄

1607(慶長 12)年のものとされる 6 月 9 日付、吉岡右近宛、大久保長安書状に「宅野殊外繁昌候由、是又本望候、弥能様見計、丹後談合候而可申付事」とある [16] . 銀山奉行大久保長安は、宅野が繁昌しているという報告に満足の内

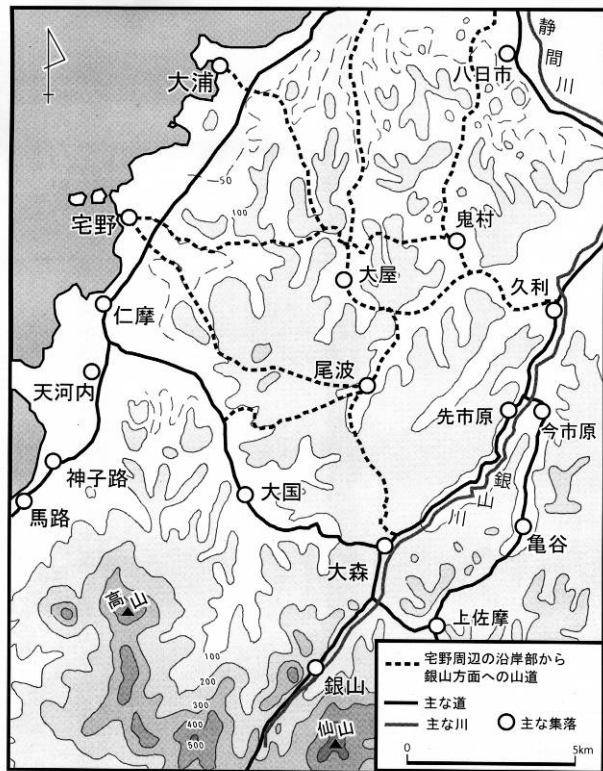


図 2 宅野周辺と銀山方面を結ぶ道筋  
(現地での聞き取りにより作成)

を告げ、銀山役人の吉岡右近に、同じく銀山役人の丹後(竹村丹後守)とよく話し合った上で、より良い方向へ見計らうよう指示するように申しつけているのである。宅野のどのような様子に長安が満足しているのかは、書状の文面からのみではわからないが、長安が宅野に大きな関心をもって来たことがうかがわれる。

江面龍雄は、1602(慶長 7)年に、邑智郡川下村(現邑智郡川本町)、同郡出羽村、同郡井原村、同郡戸河内村(以上現邑智郡邑南町)、邇摩郡荻原村(現大田市)とともに、宅野が代官所付として、銀山役人吉岡隼人へ渡されていることに注目している [17] . 宅野以外の 6 カ村は、いずれも内陸部の交通の要衝に位置していることから、江面は、以前の毛利氏が海岸部を重視したのに対して、後の石見銀山における産銀の陸送を視野に入れ、大久保長安が内陸部を重視したのではないかと考察した。そして、日本海沿岸部に位置する宅野が代官所付とされた理由については、「判然としない」としつつも、温泉津の古い伝統を断ち切るために、新たな銀山への物資補給基地として宅野に注目したのではないかと、ということ、慶長の初期頃、宅野村に鉦が開始されたことなどがあげられるのではないかと仮定しているのである。

江面が指摘した鉦は、宅野の有力者、藤間氏によって経営された達水鉦を指すと思われるが、実際にそれが慶長期に稼働していたかは、明らかではない。前述のように、藤間屋は、出雲国杵築町から分家したとされるが、藤間家の家伝では、長男が杵築藤間氏を継ぎ、次男は佐渡へ分家し、三男が宅野に分家したという。当時繁栄した鉦山をめざして、藤間氏が勢力を伸ばしていること、杵築町が奥出雲産の鉄の集散地であったことは、鉦山で用いられた鉄道具の原料となる鉄が宅野から供給されたという伝承を、真実味のあるものとしている。

慶長検地帳には、鉦などの存在をうかがわせる記載はないが、「かなや」を屋号とする松之丞という者の屋敷が記載されている。また、1669(寛文 9)年「検地帳写」 [18] には、「かなや昌」などの字の畑 11 筆が記載されている。「かなや」には「叶屋」の漢字をあてている例もみられ、必ずしも「金屋」の存在を示すとはいえないが、その少し奥、字「坪の内」の付近に「かなくそ」を屋号とする家があるなど、宅野における鉄の生産を語るとされる痕跡も散見される。慶長期、あるいはそれ以前の宅野における鉄生産については、さらなる検討の余地がある。

以上にみたように、江戸期の宅野の町は、港と内陸部を結び結節点に発達したことがわかる。このような特徴をもった沿岸の町は、規模こそ違え、温泉津をはじめとして石見国内には多くみられる [19] . 宅野の港と町が中世に成立していたかどうかは不明であるが、その機能がひときわ重要になったのは、やはり石見銀山の本格的開発を契機として、大量の物資を輸送する必要が生じたことであつたと考えられる。図 2 にみられるように、宅野の町から銀山に至る主な道は 2 筋あつた。1 筋は、町から東方へと伸び、旧山陰道をまたいで山間部へと向かい、峠を越えて大屋村(現

大田市大屋町大屋)へと至る。そこから先は、さらに東へ向かって鬼村(現大田市大屋町鬼村)を経て久利の町(現大田市久利町久利)で大田町方面と銀山を結ぶ街道と合流する道筋と、尾波村(現大田市大屋町大屋)を経て大田町(現大田市仁摩町大田)や、直接、銀山の大森町(現大田市大森町)へと至る道筋とに分かれるが、いずれも銀山とつながる道であった。これら山間の道は、宅野のすぐ北側に接する大浦などの港町とも接続されていた。大浦に「尾波屋」を屋号とする鉄問屋があった(後掲史料4, 史料5参照)ことなどを合わせて考えると、山間のこの集落が鉄や鉄道具の輸送と関わりが深い場であったことがうかがわれる。もう1筋、達水鉦の脇を通して、尾波へと至る最短のルートもあった。もし、この道筋が江戸初期にも用いられていたとすれば、達水鉦の位置に、鉄道具を生産する鍛冶屋の施設があった可能性は高くなる。

ところで、藤間氏の系図によれば、杵築から宅野へ来た初代藤間太郎右衛門には4人の娘があった[20]。長女は久利村から婿を迎えて家督を継いだ。次女も、久利村から婿を迎え、村内に分家して「中屋」の祖となった。三女は、尾波村へ嫁ぎ、四女は大田北村へ嫁いだ。こうした婚姻関係は、17世紀前期における宅野藤間氏の活動のあり方を反映していたと考えられる。

### 3. 18世紀前期における宅野村増屋の経済活動

#### 1) 増屋の成立と初期の廻船商売

この章では、宅野の増屋泉家に伝わる史料を用いて、同家が18世紀をほぼ通じて営んだ廻船商売を中心に、その経済活動のあり方について検討することとする。

増屋は、1714(正徳4)年、宅野村の泉本家の次男であった庄右衛門が、長兄で泉家10代目当主とされる六郎兵衛のもとから分家して成立した、数多い宅野村泉家の分家のうちでも、もっとも古い時期の分家のひとつである[21]。この家は宅野村のうちでも多くの耕地を所有する地主であったと同時に、4代目庄右衛門の代、天明年間に廃業するまで、廻船貴船丸を用いて廻船商売を行った。増屋の屋号は、現在確認できる限りでは1747(延享4)年の史料において初めて確認されるが、ここでは、それ以前の時期に関わる事項を扱う際にも、同家の呼称として増屋を用いることとする。

乗組員の宗旨改証文によれば、1725(享保10)年、増屋初代庄右衛門の代の「貴船丸」は110石積11反帆7人乗りであった。1757(宝暦7)年の同種の証文には2代茂七の貴船丸は130石積11反帆7人乗りと記載されている[22]。1769(明和6)年、1777(安永6)年の両度の改めでは、3代茂七の持ち船は、船名は同じく貴船丸であったが、240石積14反帆7人乗りと、積荷の規模が著しく大きくなっている。この間、1774(安永3)年に大坂明石屋作兵衛のもとで貴船丸が新造されていることを示す記録がある。この時、積荷量の拡大が図られたものとみられる[23]。乗組員数が同数でありながら積荷の規模がかくも拡大していることからみて、新旧貴船丸には規模のみに留まらず、船体構造上の大きな

変化があったことが推測される。このような廻船の規模拡大は、廻船商売の拡大を背景として成されたと推測される。また、増屋の廻船は、表1でみた18世紀末の銀山御料の廻船と比較しても、大きな部類のものであったことがわかる。

ところで、「貴船丸」という船名は、宅野の湾に臨み、泉本家の屋敷の背後に位置する「貴船山」に由来するものと思われる。貴船山にはその名の通り、貴船神社が祀られていた。この神社は宅野の氏神であり、明治期には村社格を得ている[24]。享保期始め頃の増屋の海運関係史料には、本家の六郎兵衛の名が記されており、少なくともこの頃までは本家が海運に携わっていたことがわかる。その由来から鑑みるに、貴船丸は元来、泉本家の所有するものであったかと推測される。巷間、泉本家はもっぱら大地主、あるいは酒造家として語られている。泉本家が、その後も海運業に関わったか否かについて十分に検討されていない段階で即断することはできないが、庄右衛門の分家前後に、貴船丸とともに宅野泉家の海運部門が増屋へ引き継がれたのではないかとと思われる。

これまでに確認された増屋の廻船や商取引関係の史料によれば、増屋は、石見、出雲と大坂との間を結んで廻船を運航していた。輸送されたのは、石見、出雲の鉄、扱芋、樫実、北陸や東北地方の米、瀬戸内の塩などの商品であった。また、大森代官所や近隣の諸藩との関わりがあったこともうかがわれる。そして、2代茂七の代となった1740年代頃に、増屋の廻船商売のあり方に変化がみられ、以後1780年代頃までに渡って盛期を迎える。

それでは、まず初代庄右衛門の分家前後の時期の同家、および本家の泉家が関わった廻船商売のあり方について、具体的な事例をあげてみよう。1740年代以前の史料は、増屋にはそれほど多くは遺されていないが、同家が運賃をとって、銀山御料内の産物を他地域に移出していたことを示す史料が散見される。史料1はその一例である。以下、本文中に引用した史料はすべて大田市仁摩町宅野泉茂行家所蔵文書である。

#### 【史料1】

積渡シ申銃之事

一、銃百駄定 但、正味三拾貫め入  
此敷新銀三貫目定  
但シ大坂上着迄一ヶ月式歩也  
運賃新銀四百式拾五匁也

右者於宅野村前書之新銀槌請取、銃湯泉津ニ而積渡申所実正也、大坂北浜壺丁目吉右衛門方へ銃御渡シ數銀元利運賃銀別紙送り状之通御請取可被成候、万一海上不定之儀も御座候ハ、荷物者此方之損、此度請取候數銀者貴殿損分ニ約束儀定仕候、為後日跡手形取替し申所、仍テ如件

享保六年丑八月

酒谷鉦 伝兵衛

泉六郎兵衛殿

この史料は、邑智郡酒谷村（現邑智郡美郷町）の鉦で生産された銚 30 貫目入り 100 駄（約 3,420kg）を、鉦師の伝兵衛より泉六郎兵衛に引き渡した際の証文である。これによれば、泉六郎兵衛は、銚を大坂北浜一丁目の吉右衛門へ届け、敷銀元利と運賃銀を受け取ることになっていた。敷銀 3 貫目は大坂廻送に先んじて、宅野村において伝兵衛へ渡されていた。「敷銀」は通常、商取引にあたって、手付けとして支払われる銀、あるいは、問屋が生産者に渡した前渡し銀といった意味で用いられるが、後の史料と比較すると、この敷銀の額は、銚の代銀と同水準であり、ここにおける敷銀は、むしろ海運業者の六郎兵衛による代銀の立て替えであるかのようにみえる。敷銀には、商品が大坂に付くまでの日数に応じて利足（利息）が加わることになっていた。海難などに遭遇した際には、荷物は鉦師伝兵衛の損、敷銀は六郎兵衛の損ということも取り決められていた。このような商慣行の具体相については、今後さらなる検討を加える必要があるが、この事例のような取引のあり方は、いわゆる運賃積みによる物資の輸送と、まったく同様とはいえなかったように思われる。

六郎兵衛は前述のように、泉本家の当主である。この取引の際に作成されたと思われる大坂北浜吉右衛門宛の証文には、廻船の沖船頭として市左衛門の名が記されているが、この者は、1725 年の宗旨改には、増屋庄右衛門の沖船頭として記載されている人物である。これらの史料が増屋に伝存していることからみても、この時の取引に庄右衛門も何らかの形で関与していたと推測される。

証文によれば、銚 100 駄は温泉津で引き渡されている。酒谷村は内陸の山間部に位置しており、銚は江川を川船で下されたものと考えられる。江川の河口部に位置する江津ではなく、温泉津まで銚が運ばれていることからみて、酒谷鉦の銚鉄を扱う問屋が温泉津にあったものと考えられる。

次にあげる史料にみられる取引も、基本的には史料 1 のものと同様であるが、若干の相違点がある。

## 【史料 2】

大坂着扱苧長割積申儀定之事

- 一、扱苧三拾丸定 但、正味拾四貫五百目入  
此敷銀貳拾目
- 一、長割三拾束定 但、正味拾貫目束也  
此敷銀六百目
- 一、長割運賃大坂迄三拾目ニ付三匁八分
- 一、扱苧運賃大坂迄壹丸ニ付三匁壹分  
瀬戸崎、下関迄之内にて売り申候へハ大坂迄之  
運ちん三ヶ二之積り
- 一、敷銀利足当月より大阪にて銀渡し候月迄壹ヶ月壹  
歩八朱
- 一、海上若不定有之候ハ、長割扱苧ハ此方損、敷銀ハ  
貴殿損分ニ儀定仕候、

右之通大坂江積為登申ニ付敷銀前書之通髓ニ受取申候、  
則扱苧長割預り手形別紙ニ相渡し申候、為後日儀定手  
形相渡し申処、仍而如件

享保十三年申九月二日

西たや金九郎  
証人 大坂や清兵衛

泉六郎兵衛殿

この時には、割鉄 10 貫目入り 30 束（約 1,140kg）のほか、同じく石見国の特産物のひとつであった扱苧も 30 丸（正味 14 貫 500 目入り；計約 1,653kg）廻送された。荷主の西田屋金九郎は、邑智郡大貫村（現江津市桜江町）の鉦師であり、当時はその本拠の大貫村のほか、雲石国境に近い邑智郡塩屋村、同郡酒谷村などでも鉦・鍛冶屋を操業するなど、有力な鉦師のひとりであった [25]。史料 1 の例と同様に、泉六郎兵衛は敷銀を立て替えて西田屋に支払い、大坂で荷物と引き替えに敷銀と運賃を受け取ることとなっていた。この例では、「瀬戸崎（仙崎）、下関迄の内にて売り申し候えば、大坂迄の運賃 3 ヶ 2 の積り」と、途中の港で荷物を販売した際の運賃に関する記載がある。あるいは、ほかにも関連する証文などがあったのかもしれないが、ここには大坂の送り先の名も記されていない。また、荷物の販売についての裁量が、廻船の沖船頭にある程度任されていたとも考えられ、この点も、いわゆる運賃積みとは異なったあり方であったようにみえる。

## 2) 領主との関係

増屋による廻船商売が史料上に多く確認されるようになった 18 世紀初頭は、石見銀山の衰微が諸方面に影響を与えるようになり、代官所によってさまざまな対応策が講じられた時期でもあった。その施策のひとつに幕府からの拝借銀を、御料内の富裕者へ貸し付け、その元銀の返済分で幕府への返済を確実にした上で、利銀を普請に充てる、というものがあつた。こうした施策の初期のものである 1715（正徳 5）年の休谷新切山普請のための貸付銀 167 貫目は、銀山御料内の「身元宜敷者」へ貸し付けることが目論まれた。その後、こうした代官所の貸付銀は恒常化した。増屋にも、1739（元文 4）年、茂七の名義で、柑子谷泉山御拝借銀のうち 1 貫目を借り受けた際の証書類が遺されている [26]。

こうした施策への対応は、代官所に対する自家の信用を高め、諸事有利に働くという利点があつたと考えられるが、銀山御料に属した地域では、不必要な貸付銀を押しつけられて迷惑したという伝承がしばしば聞かれる。増屋の史料の中にも、1738（元文 3）年、隣村仁万村の服部林右衛門という者が、泉山拝借銀の内 1 貫目を借り受けるにあたって、質物の田地 2 石 2 斗分が不足したため、その分の田地を茂七より借り受けたという証文が遺されている [27]。このように、わざわざ無理をして代官所の求めに応じる者があつたことも事実であつたようである。一方で、比較的裕福な商家などは、拝借銀を、商売の回転のために用いたり、さらに他者へ貸し付けて運用

するなどして有効利用した例もみられた。他者へ貸し付けるに際しては、原資が幕府からの拝借銀という事実が、確かな返済を促す一定の役割を果たしたであろう。たとえば、史料3の事例は、そのような例のひとつである。

### 【史料3】

#### 借用申銀子之事

合丁銀貳拾貳貫目定 此利月壹歩六

此質物

一、米千五百拾六俵 但、京升四斗入、他国出し

合錢四百貳拾貫文 定此利月壹歩六

此質物

一、米四百六拾七俵 但、京升四斗入、他国出し

右者御公納銀指支申候ニ付、貴殿杯江御断申、私所持之米、書面之通り質入れニ仕、銀山柑子谷泉山拝借銀貴殿杯御預り之内、前書之通り銀貳拾貳貫目、錢四百貳拾貫文来亥ノ三月廿日切ニ借用仕、御上納仕候所実正明白ニ御座候、右約束之通り、来亥三月廿日元利無滞御調申候ハ、質物之米無相違御戻し被成候、万一約束日限ニ銀子御調不申候ハ、質流之儀ニ御座候間、質物米貴殿なとか様ニも御裁判可被成候、勿論大切成御拝借銀錢之内御取替被下候上ハ縦いか様之御国法新儀出来仕候共、其時一言異儀申間敷候、為後日堅ク加判証文、仍如件

寛保貳年戌十二月

銀借り人 雲州塩冶 布野市郎右衛門

証人 久村 柳屋新右衛門

石州宅野

藤間太郎右衛門殿

泉 茂七殿

藤間増右衛門殿

代官所をはばかったものか、このような貸し付けはほぼ例外なく松江藩など他領の者を相手におこなわれている。後のことであるが、4代庄右衛門の時代に、「外江又貸等仕証文取置候哉、此度於江戸表御尋候筋有之」につき、代官所より尋問があり、庄右衛門はそのようなことはまったく無い旨、返答している [28]。

また、1741(寛保元)年 11 月、銀山御料代官関忠太夫の御登せ銀の一部の為替を組み、大坂四ツ橋すみや町高松屋宗右衛門へ手形を送るなど、公儀の銀を扱うようになっている [29]。このようなことが継続しておこなわれたかは確かではないが、1753(宝暦 3)年とその翌年にも同様の為替が組まれている。

本家が関わった例ではあるが、泉家は、1701(元禄 14)年頃には出雲国母里藩への貸し付けや、1717(享保 2)年には松江藩御払米の買い入れに加わっている [30]。いずれも、相応の経済力と信用がなければ不可能なことであった。ちなみに、母里藩への貸し付けには、宅野藤間本家の太郎右衛門も名を連ねていた。

## 4. 18 世紀中期における増屋の経済活動

### 1) 鉄の集荷と廻送の展開

前章でみたような形態の取引が最後に確認されるのは、1743(寛保 3)年のことである。だが、それからあまり降らない時期に、増屋自身が商品を買って、大坂などで販売する形がもつばらとられるようになった。いわゆる「買積み」である。現時点で確認されている、もっとも古い事例が 1746(延享 3)年のものである。

### 【史料4】

#### 売約束申銃之事

壹駄ニ付銀三拾目替外ニ半役

一、銃五拾駄定 但、正味三拾貫目駄

代銀壹貫五百目

右之通り売約束仕候所紛無御座候、銃渡之儀ハ当月十五日迄ニ相渡シ可申候、代銀之儀ハ蔵預リニ引替請取可申候、為後日売場書相渡し申所仍如件

延享三年寅六月四日

尾波屋市右衛門 印

泉茂七殿

この時、増屋茂七に銃 50 駄 (約 5,700kg) を売り渡した尾波屋は磯竹村大浦 (現大田市五十猛) の商人であった。大浦は宅野の北東 3km 程に位置する港町で、後に銀山御料内の年貢米の積出港のひとつとされたところであった。18 世紀初め頃には、「銃宿」として、尾波屋のほかにも、出雲屋の名が確認される。この時、尾波屋から増屋へ売り渡された銃が、どこで生産されたかについては記載されていないが、大浦のうちの古浦というところにも銃が設置されていた。

### 【史料5】

#### 相渡シ申証文之事

一、私儀、古浦ニ而鉄山仕候所ニ銃取付仕入銀殊之外不行届ニ付諸色差図難儀仕候、夫ニ付市右衛門殿ヲ以貴殿へ御断申候得者別紙証文之通り銀子御取替被下、鉄山要用相達シ銃吹立之世話無之忝存候、然者来ル七月銃初籠之銃相渡シ其時世間相場ヲ以右惣借銀元利返済可仕候、尤右之銀子返済仕候以後後、銃取付何角差間難儀仕候時分、大切成ル銀子御取替被下候ニ付、銃成就仕候上ハ古浦銃吹続キ申間者銃外壳不仕、貴殿方へ御入用ニて其時之相場ニして銃貴殿方へ可進候、御入用無之時ハ御勝手次第ニ可被成候、何分銃売申か又ハ相場見合之ため質入などニ仕候共、貴殿方へ相尋、其上之事ニ可仕候、為後日 嘉判之一札相渡シ申所、仍而如件

寛延三年午六月

銃主 石田屋茂平治

請人 尾波や市右衛門  
増屋茂七殿

1750(寛延 3)年、増屋は古浦鉦に銀を貸し付け、鉄製品を確保している。この史料の中で、鉦師の石田屋は、この鉦で生産された銚をすべてその時々相場増屋へ売ること、もし他へ質入れなどするような場合には必ず増屋へ相談することなどを約束している。この後、古浦鉦から銚や割鉄が大量に生産されたことを示すような史料は現在のところみつからないが、ここには、この頃の増屋が、鉦経営に出資してまで、商品を確保しようとしていたことがうかがわれる。

2) 御料内外の港町からの商品の集荷

鉄の集荷は、近隣の地域からにとどまらなかった。3代茂七の時代には、宅野村中屋茂平太とともに、出雲国杵築町の藤間屋から銚などを買い入れていた(史料6)。中屋は、前述のように宅野村藤間屋の初代太郎右衛門の娘が久利村より婿を迎えて成立した家にはじまり、宅野では上藤間とも称される旧家であった。茂平太はその6代目であった。増屋3代茂七の代には、しばしば中屋との共同で商売がおこなわれている。

【史料6】

売約束申銚之事

一、綿屋銚四百五拾束也 但、正ミ拾貫目束他国出し  
御免銚宇龍渡し、  
此外雑用入不申

三拾貫目駄ニして百五拾駄

此代銀正銀ニして何拾何匁かへ

右者此度吉田綿屋銚百五拾駄貴殿方江壳儀定仕、則代銀何貫目慥ニ請取申所実正明白ニ御座候、尤右銚惣兵衛土蔵ニ慥ニ預り申候上ハ其元御手船、来ル戊四月入津次第ニ前書之通り相違なく此証文ニ引替、銚相渡シ可申候、万一本人惣兵衛いか様之新規不過出来仕渡シ方遅滞仕候歟、又ハ他国出し不相成候ハ、書面之代銀ニ壹ヶ月ニ壹歩之加利足元利相揃、来ル戊四月廿日限りニ請相人より急度弁済可仕候、依之請相人証人加判ヲ致、銚売儀定預り証文一札相渡シ申処、仍而如件

明和貳年酉十二月

銚売主	きつき町	藤間屋惣兵衛
証人	同村	嘉兵衛
請相人	同村	藤間喜太郎

石州宅野 増屋茂七殿

同 同 中屋茂平太殿

この史料によれば、1765(明和 2)年、増屋と中屋が杵築藤間屋から買い入れたのは、雲州吉田村(現雲南市吉田町)の綿屋、すなわち松江藩領の有力鉦師であった田部家で生産された銚 450 束(約 17,100kg)であった。銚は杵築藤間

屋の土蔵に預けられ、引き渡しは宇龍(現出雲市大社町)でなされることとなっていた。

宇龍には、戦国期末の16世紀後半には、斐伊川を下された奥出雲産の鉄が、杵築町を経由してもたらされ、その交易のために北陸、東北地方や朝鮮半島からの船が出入りして賑わっていたことが確認されている[31]。ほぼ200年を経た18世紀後半にも、そのような奥出雲産の鉄の移ルートは生きていたのである。

代銀の額などが記入されていないことから、史料6は下書きであったと思われる。しかし、増屋と中屋宛てに綿屋銚の相場などについて記した書状が複数あり、増屋と中屋が藤間家から綿屋銚を買い入れていたことは確かであった。そのほかにも、米の取引、銀の貸し借りなどがあったことを示す書状が数多くあり、これらの商家が緊密な関係にあったことがうかがわれる[32]。

このほかに取引先としてしばしばみられるのは、温泉津町の越前屋、佐渡屋、米子屋、白坏屋、出雲国神門郡久村(現出雲市多伎町)の柳屋などである。温泉津には、諸国の廻船が立ち寄ったこともあり、さまざまな商品が集まったと思われるが、増屋と越前屋などの取引においても、米、茶、塩など多様な商品が扱われた。2代茂七の時代には、温泉津でも銚が買い入れられている。年代は不明であるが、佐渡屋惣左衛門、米子屋佐二右衛門の両名から増屋茂七に宛てた11月27日付の書状には、前日夜に南佐木鉦(邑智郡川本町南佐木)と商談した結果、銀30匁5分の値(おそらく1駄の値と思われる)で、40駄分用意できるという旨が記されている。また、茂七宛て、11月24日付の越前屋宇野右衛門の書状では、三原(邑智郡川本町三原)より梅田屋が来て、商談をもった旨が伝えられている。書状の文言では、梅田屋は三原村の者のようにみえるが、温泉津町において三原方面の鉄を扱った問屋に梅田屋があり、その関係者かと思われる。温泉津では、海路運ばれてきた鉄ばかりでなく、陸路によって内陸部の鉄も集荷されたことがわかる。

久村の商人とは米の取引が多かったようである。久村の商人を通じて、尾道の石見屋とも取引があり、宝暦期に石見屋の経営が立ちゆかなくなった際には、増屋も助力をするなどしている。また、久村でも銚が集荷されている。宛先が多久野(宅野)和泉屋茂吉となっているが、久村の油屋角太郎の覚書には、頓原(飯石郡飯南町頓原)岩見屋銚100束を積み廻すのでお受け取りくださるよう、との旨が記されている。油屋は、1710(宝永 7)年より久村において鉄宿をつとめた家であった[33]。

3) 大坂方面からの帰り荷

増屋の沖船頭、泉喜平次(1750年代後半~1780年代初め頃にかけて史料中に名前がみられる)に宛てた亥10月11日付、大坂讃岐屋長右衛門の勘定覚書には、宅野村やその近隣の集落の人びとに購入を依頼されていたと思われる細々とした買い物が記され、銚などの代銀と差引されている。たとえば、「1貫匁 満行寺(邇摩郡天河内村の寺院、泉家



の檀那寺)様より為替銀「3匁 同寺(満行寺) 提灯鼠かぶりはりかへ代」「297匁3分 金屋嘉兵衛殿 なへ代」「70匁1分9厘 見育様 茶種代」といったものである。こういった都市の品物やサービスを持ち帰ることも、廻船には期待されていたと思われる。

その他、取引相手の在所在所が明らかではないが、商品の相場を書き上げた書状があり、そこには豊前米、筑前米、筑前大豆などといった九州の産物や備中繰り綿、生産地が不明であるが、大麦、鯨油、干鰯などがみられる [34]。

史料 6 は、貴船丸の沖船頭重兵衛に宛てた 2 代茂七の書状である。ここからは、帰り荷として瀬戸内の塩や麦が求められたこと、地方の相場の状況により、逐次、廻船の出先にまで買入の指示が出されていたことがわかる。

#### 【史料 7】

(前略)

- 一、爰元塩高直ニ罷成候間、態々飛脚遣申候、ゆのつノ相場小売七十文ニ皆々見せやノ塩うれ申候、其元之相場ニして塩式千俵買入戻り可被申候、其元塩高直ニ而も能候間、必々式千俵買下り可申候、若、尾道ニ塩無之候ハハしもへ下り候而成り共買戻り可申候、爰元上々高直ニ相成候、
- 一、銚も大分かい申候、夫ニ付銀子さしつかへ申候間、貴殿大坂より取戻り申候銀、はやく偏ニ御戻り可被成候、
- 一、いつも米七十式匁程仕候ニ付頃日買ニきつきへ人遣申候、扱々銀子戻り不被申候ニ付さしつかへ申、神谷屋舟へ戻り被申候銀二貫め請取申候、何分塩かいはやく戻り可被申候、
- 一、上々麦、拾石成候共、式拾石成候共、其元相場ニして是又かい戻り可被申候、恐々謹言

十月卅日

泉茂七(書判)

き船丸

重兵衛殿旨

この時、貴船丸は尾道に寄港していたようである。石見で塩が高値で取引されているので、たとえそちらで高値であっても、尾道で塩 2,000 俵を買い入れて帰るように、という指示、銚や出雲米の買入れに銀が不足しているので、大坂で代銀を請け取って早々に戻るように、といったことが記されている。もし尾道で塩が入手できなければ、下の方(三田尻など瀬戸内の塩生産地のことと思われる)にて買って戻るように、などと、とにかく塩を入手したい様子がよく伝わってくる。最後に、上等の麦を 10 石でも 20 石でも買って戻るように、ともある。同様に、この頃、麦も石見では高値で売れたものと思われる。

#### 4) 増屋の廻船商売の終焉

前述のように、4 代の庄右衛門の時代に、増屋は廻船商売を廃業した。史料 8 は、増屋より代官所に廻船商売の廃業

を願い出た口上の下書きである。この史料は、年次の記載を欠くが、1783(天明 3)年のものと思われる。

#### 【史料 8】

乍恐書付を以御断奉申上候

- 一、私儀、年来廻船商売仕候所、近年大坂等銚積登候而茂殊之外下直ニ相成、商売不当故無抛北国江も積遣し候所、兼而御届ヶ申上通り当夏北国ニ而破船仕、積荷物ハ不及申上、少々相残り候遣銀等迄不残失漸々乗組之者共危一命相助り罷戻候程之儀、殊更近年打続不作、其上右破船莫太之損失、甚難洪心配一家共内寄内談ニ及候所、廻船之儀親代より仕来之商売ニ御座候得共、ヶ様之節等閑ニ致候得者親共より讓請候家督茂傾、歎敷奉存候ニ付、今暫廻船商売相止、家内取ゞり兼約ニ罷暮候ハハ、又時節見合諸商売茂相成可申哉、尚又恐多御願ニ奉存候得共、御大切之御銀御拝借仕候儀、右躰難澁故恐入奉存候、依之一家共より助合を以御返上納仕度、何卒歎訴旨御勘弁被下成、暫之内御銀御取上ヶ被為下候様御慈悲之御賢恵奉希候、然ル上ハ諸商売仕候様ニ相成候ハハいか様茂被為仰付度御憐愍偏ニ奉願上候、以上  
卯九月

宅野村 庄右衛門  
庄屋 甚七  
長 半蔵

銀山方御役所

この史料によれば、増屋が廻船商売を廃業せざるを得なかった理由のひとつに、同年夏に北国へ遣わした廻船が破船し、積荷や代銀などまでが悉く失われたことがあげられている。これまでみてきたように、増屋の廻船の活動範囲は、山陰西部から瀬戸内の範囲にほぼ限られていたが、この年は北国へ出航して、そこで破船している。北国方面へ出航した理由については、冒頭に「近年大坂等、銚登せ候ても、殊の外下値に相成り、商売当たらず、抛どころなく北国へも積み遣わし候」と記されている。

1780(安永 9)年、大坂に鉄座が設置され、諸国産鉄はすべて大坂問屋へ積み登せることなどが取り決められた [35]。これにより、鉄の問屋買い取り価格が下落するなどして、鋳師は困窮したとされる。このような状況を受けて、増屋は銚の北国売りに活路を見出そうとし、その結果、不幸にも難船したということであるが、鉄座設置の契機のひとつに、18 世紀末から 19 世紀にかけて、鉄の諸国売りが増加する傾向にあったことも指摘されている [36]。史料 8 の記述にあったように、鉄座の設置以後に北国を目指したとすれば、販路の開拓には不利だったのではないだろうか。海難による損失は大きな打撃であったであろうが、大坂市場での鉄の下値に加えて、北国における鉄商売への参入の困難という状況が、庄右衛門に商売からの撤退を決意させる一因となったのではあるまいか。

## 5. おわりに

ここまで、銀山御料内の小さな港町、宅野浦がどのように形成され、どのような廻船商売が展開したかについて検討してきた。その結果は以下のようにまとめられる。

宅野の中心市街の構成を概観すると、村の西部の湾に面した位置に泉家、藤間家など有力な家が立地し、明確な町割りを実施された形跡はないものの、そこから内陸部へ向かって延びる主要道に沿って家屋が並んでいた。慶長検地の水帳に記された「町分」は、基本的にこの辺りに展開していたと考えてよいと思われる。

藤間家は、奥出雲産の鉄の集散地であった出雲国杵築町の出身という、その系譜からみて、鉄を集荷し、銀山に供給するという役割を担っていたと思われる。江戸初期の宅野の町に鉱山で用いる道具を作成する鍛冶屋が立地していたという説については、文献などに基づく確証を得るには至っていないが、藤間家の来住という事実や、その初期の通婚圏などの周辺状況からみて、近世初頭に、出雲方面から海路によって運ばれた銀山向けの物資、おそらくは鉄の輸送に関わって宅野の町が成立し、発展した可能性はきわめて高いと考えられる。

慶長期、大久保長安より吉岡隼人へ代官所として渡された6カ村のうち内陸部に位置した5カ村は、江面龍雄によって指摘されたように、いずれも交通の要衝であった。同様に、いずれもその周辺に中世以来の鉄の産地を控えていたことは偶然であろうか。沿岸部に位置したという点で、宅野は異質であったが、鉄の流通の拠点、として捉えてみると、他の村と共通項で括られるように思われる。1605(慶長10)年、隼人の子息とされる吉岡右近が大久保長安より「国中にてくろかねかい事」という任を割り当てられたことや[37]、第2章2節の冒頭にあげたような書状を長安から受け取っていたことをも合わせて考えると、慶長期頃の鉄の集散地としての宅野の姿がより鮮やかに浮かび上がってくるように思われる。むしろ、これらは仮定に過ぎない。さらなる史料の発掘と検討に努める必要がある。

18世紀を通じておこなわれた増屋泉家の廻船商売は、同家に遺された史料から分かるかぎり、出雲西部や石見銀山御料の日本海沿岸の港町を介して銚や鉄を集荷し、大坂方面へ廻送することを大きな柱としていた。18世紀初め頃の山陰の小規模な港町は、比較的近距离の物資移動を担っていたとされるが、増屋の活動からは、宅野浦が近隣の港湾のみならず、大坂とも直接結ばれていたことが明らかとなった。石見銀山の盛期に、銀山で用いるために出雲国杵築町をはじめ各地の港から宅野に集められていた鉄や銚が、銀山の衰退後には、大坂へと向けられるようになったのではないだろうか。

18世紀前半頃の取引証文によれば、増屋は銚師から預かった銚や鉄を大坂へ届け、その運賃と敷銀の利銀を得ることになっていたことがわかる。敷銀の性格については、さらに慎重な検討を要するが、取引証文の文面上は、増屋が鉄代銀を立て替え払いしていたかのようであった。もし、

そのような実態があったとすれば、大坂の鉄問屋が前貸しを通じて産地を支配していたという、従来、語られてきたようなあり方は、少なくともこの時期の石見は異なっており、ある程度、産地の自立的な発展が可能であったことも想定されることになる。

ここでは、後背地たる宅野川流域の内陸部では、これと違って主要な商品が生産されたという事実は確認されなかった。増屋の扱った商品は、いずれも近隣の他の港町において調達されたものであったが、一方で、遅くとも江戸後期までには、鉄、瓦、清酒、醤油などの商品が、宅野の町の中において生産されるようになった。このことが、その後の宅野の町の景観や社会構成に及ぼした影響は大きかったと思われる。余剰の米穀を用いて、農村や物資の集散地で醸造業が営まれた例はしばしばみられたが、鉄や瓦の生産は、どこででもおこなわれたわけではなかった。砂鉄などの原料の産地ではなかった宅野にとって、それらの移入や、銚や瓦などといったかさばる商品の移出のために、海運の便に恵まれていたことは重要であった。しかし、そのことのみでなく、銀山の盛期に鉄の移入拠点とされ、あるいは鉄道具への加工が行われたかもしれないという、前の時代の状況が、こうした展開の背景となっていたと考えられる。

また、石見銀山御料においては、松江藩のように領主の保護を背景とした巨大な銚師の成長をみず、小規模な銚師が多く成立したことがつとに指摘されているが[38]、この背景には、ここでみたような鉄生産と流通の体制、すなわち、多くが内陸に立地した鉄生産者、鉄生産地と港町を結ぶ者、各港町と大坂など遠隔地の市場とを結んだ者の分業と連携が成立していたことが重要な役割を果たしており、鉄生産のさらなる発展を導くことにもなったとも考え得る。

ここにおける検討の結果の多くは素描に留まってしまった。指摘したことのひとつひとつを確実なものとするために、今後もさらに検討を加えねばならない。これに加えて、増屋の廻船業廃業後、18世紀末から19世紀の宅野浦における廻船商売の変容にも注目する必要がある。この頃には、宅野に設置された達水銚がますます繁栄するようになったし、山陰から北国方面への鉄の販売が盛んになったのも、まさにこの時期以降のことであった。このような中、宅野における廻船商売も、それ以前の時期とは異なった展開がみられたと考えられるし、地域全体の特性にも何らかの変化がみられたのではないかと考えられるからである。

### 付記

本稿の作成にあたって、史料所蔵者の泉茂行氏には貴重な史料を閲覧させていただき、現地調査にあたっては、藤間要二郎氏をはじめとする宅野地区の皆様、石見銀山資料館、石見銀山世界遺産センター、大田市役所仁摩支所に数々のご教示をいただきました。記して感謝申し上げます。

なお、本研究は、平成22年度～24年度科研費補助金(基盤研究C)「中近世移行期における石見銀山開発に伴う地域形成」の研究成果の一部である。

## 注および参考文献

- [1] 本稿では、津和野町蔵「正保石見国絵図」を参照した。
- [2] 江津市桜江町大貫 中村久左衛門家文書 寛政3年「御料海川船改帳」。
- [3] 柚木学(1979):『近世海運史の研究』,法政大学出版局。  
中西聡(2009):『海の富豪の資本主義—北前船と日本の産業化—』,名古屋大学出版会, pp.6-8
- [4] 柚木学(1991):『近世の日本海海運, 網野善彦ほか編『海と列島文化 2 日本海と出雲世界』, 小学館, pp.399-434.
- [5] 木部和昭(2006):『長門・石見の廻船と地域社会, 原直史・大橋康二編『日本海域歴史大系 5 近世篇Ⅱ』, 清文堂出版, pp.299-328.
- [6] 井上寛司(1991):『中世西日本海地域の水運と交流, 網野善彦ほか編『海と列島文化 2 日本海と出雲世界』, 小学館, pp.364-398.
- [7] 原田洋一郎(2011):『近世日本における鉱物資源開発の展開—その地域的背景—』, 古今書院, pp.194-195.
- [8] 益田家文書 永禄13年2月「益田藤兼譲状」(大日本資料)には、益田藤兼から子息の元祥へ譲られた所領の中に「宅野村」があげられているが、「知行せず」と記されている・すでにその当時は益田氏の管理が及んでいなかったことがわかる。集落内に、宅野氏の痕跡を示すものが少ないことから、益田氏系の宅野氏は、中世の比較的早い時期に、宅野の地を離れたのではないかと推測される。
- [9] 大田市仁摩町宅野 藤間恒雄家文書「慶長拾年巳九月二日 石州迺摩郡内宅野村御縄打水帳」外5冊。
- [10] 大田市仁摩町宅野 藤間要二郎家文書 文政13年「耕地絵図 御代官所石見国迺摩郡宅野村」。
- [11] 明治期の台帳地名では、「貴船山」「西町」「中町」「浜崎」「橋ノ本」「市場」「夕永」「万場」などの範囲である。慶長検地帳には屋敷地目については地字が記されていないため、当時、これらの地に家屋があったかは不明である。また、これらのうち、検地帳に記載された地字は「橋ノ本」のみであるが、名請人のうちに「市ノ」という肩書きのある者がみられる。
- [12] このほか、内陸の大原地区には、慶長検地帳にも記載のある宝隆寺がある。また、慶長検地帳には、「相慶庵」という字名の記載がある。
- [13] 江面龍雄(1978):「石見銀山とその周辺」, 村上直・田中圭一・江面龍雄共編, 『江戸幕府石見銀山史料』, 雄山閣, p.64.
- [14] 原 宏(1970):『石見国宅野村の慶長検地帳の発見, 山陰文化研究紀要, 第10号, 島根大学, p.45.
- [15] 仁摩町誌編さん委員会編(1972):『仁摩町誌』, 仁摩町, p.232.
- [16] 吉岡家文書 6月6日「覚」(『江戸幕府石見銀山史料』, p.104所収)。
- なお、この史料の解説文には、「宅野には当時鍛冶衆が町をつくり銀山に必要な鑛の生産に従事させていた。」と記されている。しかし、このことについて述べた史料は管見の限り見られない。また、少なくとも現在では現地でも口承されていない。
- [17] 前掲 [13] p.62.
- [18] 大田市仁摩町宅野 藤間恒雄家文書「寛文拾年戊二月 石州迺摩郡宅野村水帳写」。
- [19] 仲野義文(2005):『温泉津湾内の諸港と機能—温泉津・沖泊を中心に—, 島根県教育委員会編『石見銀山街道 鞆ヶ浦・沖泊集落調査報告』, 島根県教育委員会, pp.28-41.
- [20] 藤間恒雄家, 藤間元康家の過去帳による。
- [21] 現在の増屋泉家の当主, 泉茂行氏のご教示による。
- [22] 大田市仁摩町宅野 泉茂行家文書 享保10年巳正月「宅野浦庄右衛門船百拾石積拾壺端帆船頭水主七人乗巳年宗旨改書」。
- [23] 泉茂行家文書 安永3年「貴船丸新造雑用目録」。
- [24] 前掲 [15], p.862.
- [25] 大貫 中村久左衛門家文書 正徳4年「銀山御料御立山反別并請方覚帳」。
- [26] 泉茂行家文書 元文4年末正月「拝借仕銀子之事」。
- [27] 泉茂行家文書 元文3年9月「相渡申一札之事」。
- [28] 泉茂行家文書 午7月「御尋ニ奉申上候御事」。
- [29] 泉茂行家文書 寛保元年10月「為替申銀子之事」。
- [30] 泉茂行家文書 宝永7年「口上之覚」。
- 同家文書 享保2年「乍恐以書附御断申上候御事」。
- [31] 大社町史編集委員会編(1991):『大社町史 上巻』, 大社町, pp.731-737.
- [32] たとえば、年不詳11月6日付, 増屋茂七・中屋茂平太宛藤間屋惣兵衛書状では、綿屋銃買入にあたっての価格の交渉などについての消息が記されている。
- [33] 仲野義文(2004):『田儀桜井家の産鉄流通について, 島根県多伎町教育委員会編『田儀桜井家—田儀桜井家のたたら製鉄に関する基礎調査報告書』, 多伎町教育委員会, pp.49-60.
- [34] 泉茂行家文書 12月22日 無題(泉茂七宛 原屋伊兵衛書状)
- [35] 武井博明(1972):『近世製鉄史論』, 三一書房, pp.209-216.
- [36] 前掲 [35], pp.237-259.
- [37] 吉岡家文書 慶長10年10月「大久保長安諸役者申付状」(『江戸幕府石見銀山史料』, pp.101-103)。
- この史料によれば、吉岡右近には、そのほかに「石州より佐渡へ越鏈」「盗賊喧嘩火付とくかい」「惣前わり物」の担当が割り当てられていた。
- [38] 庄司久孝(1951):『鑪の経営形態より見たる出雲、石見の地域性』, 島根大学論集 人文科学1, pp.1-24.